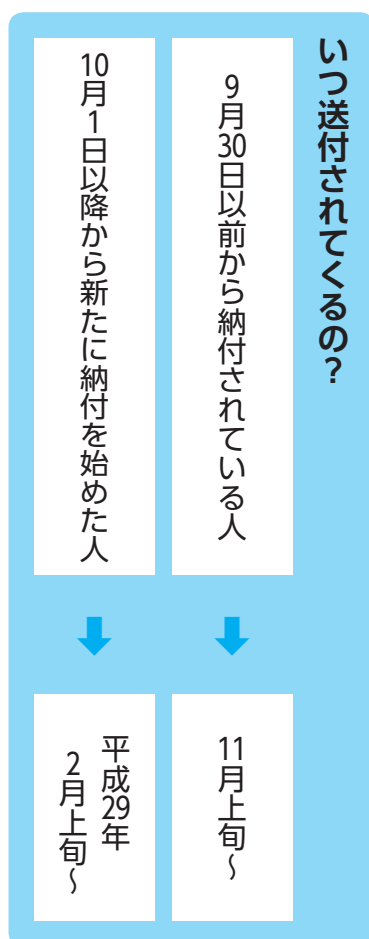


# 国民年金保険料

## 控除証明書は大切に保管を！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税等の社会保険料控除として控除できます。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象で、年末調整や確定申告をする場合には「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。納め忘れなどがある場合も、年内に納付すれば今年度分の控除として申請できます。日本年金機構から証明書が届いたら、申告を行うまで大切に保管してください。



家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を申告書等に添付して申告してください。

### ▼問い合わせ

佐賀年金事務所  
市民生活課 保険年金係  
☎ 31-4191  
☎ 75-2159

～自分は大丈夫と思っていないませんか？～

## だまされないために賢い消費者になろう！！

### ◆契約内容をよく確認、冠婚葬祭互助会の積み立て

○冠婚葬祭互助会に、毎月3千円の80回払いで積み立てをしていた。満期になり、お金が必要な事情ができたので、積み立てた24万円を解約しようとしたら、「解約手数料3万5千円を差し引いた金額しか戻らない」と言われた。契約書の控えは手元にあるが、字が小さくて読んでいない。訪問販売で契約したが、勧誘のとき、解約手数料の説明を受けた覚えはない。

(80歳代 女性)



出典：独立行政法人国民生活センター

### 《ひとこと助言》

- 冠婚葬祭互助会とは、掛け金を一定期間にわたって毎月支払い、貯まった金額を結婚式や葬儀の費用に充当して負担を軽くするための仕組みです。
- 預金と違い利息は付きません。また、解約する場合には解約手数料が差し引かれ、積立金額より少ない金額しか返金されません。
- 契約する際は、契約内容を正しく理解しましょう。
- 困ったときは、市民生活課生活環境係、または消費者ホットラインにご相談ください。

Vol.14

▶問い合わせ 市民生活課 生活環境係 ☎75-6117 消費者ホットライン ☎188